

築上町公式SNS運用方針

1 趣旨

この方針は、民間企業が提供するSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）を利用したさまざまな情報発信を目的とし、築上町が開設する各種公式SNSの適正かつ円滑な運用を図るため、必要な事項を定める。

2 SNSの定義

フェイスブック、LINEなどインターネット上のサービスを利用して、情報を発信、あるいは相互に情報のやりとりを行うことができる情報の伝達媒体をいう。

3 運営主体および管理者

(1) 公式SNSの適切かつ円滑な運用を図るため、築上町SNS運用管理者（以下「運用管理者」という。）を置く

(2) 運用管理者は、企画政策課長をもって充て、次に掲げる業務を行う

- ①公式SNSのアカウント登録・ID・パスワード管理に関すること
- ②公式SNS全体の構成及び調整に関すること
- ③公式SNS上で発信する情報の内容に関する指導・助言に関すること
- ④その他、公式SNSの運用に関すること

4 アカウント運用者の明示

なりすましによる誤情報の流布を防ぐために、運営主体として公式SNS名及びアカウントを、築上町のホームページ上に明示する。

5 情報発信内容

SNSを活用して情報を発信できる項目は、次のとおりとする。

- (1) 築上町ホームページ、広報ちくじょう等で情報提供したもの
- (2) 築上町および築上町教育委員会が主催・共催するイベント情報、観光情報
- (3) 防災や災害の発生などに関する情報
- (4) 特別に各課より依頼があった情報
- (5) 前各号に掲げるもののほか、運用管理者が必要と認める情報

6 運用方法

- (1) 運用管理者はお知らせ、イベント等に関する情報を必要に応じて投稿する
- (2) 情報の発信時間は、原則として、開庁日の午前8時30分から午後5時00分までの不定期とする。ただし、緊急時や休日に開催されるイベント、各種行事等の現況・結果などについて情報発信する場合、SNSの特性や情報発信の即時性を考慮し、予め運用管理者が必要と認めた事項につき、担当課長の判断により担当課が直接情報を発信できるものとする
- (3) 情報発信には庁内の指定された端末を使用しなければならない。ただし、運用管理者が特に認めた場合はこの限りではない
- (4) 運用管理者は、コメント欄へ投稿された意見等には、原則として返信しないこととし、個別には対応しない
- (5) 運用管理者は、禁止事項に掲げるコメントが投稿されたときは、これを削除できるものとする

7 禁止事項

下記の事項に該当する投稿を禁じる。該当する場合予告なく削除することがある。

- (1) 法律、法令等に違反する内容又は違反するおそれがある内容
- (2) 特定の個人、団体等を誹謗中傷するもの
- (3) 政治、宗教活動を目的とするもの
- (4) 著作権、商標権、肖像権など町又は第三者の知的所有権を侵害するもの
- (5) 広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とするもの
- (6) 人種、思想、信条等の差別または差別を助長させるもの
- (7) 公の秩序または善良の風俗に反する内容
- (8) 虚偽や事実と異なる内容及び単なる噂や噂を助長させるもの
- (9) 本人の承諾なく個人情報を持定、開示、漏えいする等プライバシーを害するもの
- (10) 他のユーザー、第三者になりすますもの
- (11) 有害なプログラム等に誘導するもの
- (12) わいせつな表現などを含む不適切なもの
- (13) その他、築上町が不適切として判断した情報及びこれらの内容を含むホームページへのリンク

8 著作権

築上町公式SNS掲載情報（文章、写真、イラスト等）に関する知的財産権は築上町または正当な権利を有する者に帰属する。利用者は「私的使用のための複製」や「引用」など著作権上認められた場合、及び公式SNS上での「シェア」機能等の使用による転載などを除き、無断で複製・転載することはできない。

9 ホームページとのリンク

築上町公式SNSに記載するリンクのリンク先は、原則として町のホームページのみとする。ただし、国、県、他の公共団体、公益法人等が開設したホームページで、特に運用管理者が必要と認めるものは、この限りでない。

10 運用の停止または終了

築上町は、運営が困難になった場合には、その理由をホームページに明記し、公式SNSの運用を停止することができる

1.1 免責事項

（1）築上町は、築上町公式SNS掲載情報の正確性、完全性、有用性等を保証するものではない

（2）築上町は、利用者が築上町公式SNS掲載情報を利用または信用したことにより利用者または第三者が被った損害について、いかなる場合でも一切の責任を負わない

（3）築上町は、利用者間もしくは利用者と第三者間のトラブルにより、利用者または第三者に生じたいかなる損害についても、一切の責任を負わない

（4）前2号に掲げるものの他、築上町は、築上町公式SNS掲載情報に関連する事項に生じたいかなる損害について、一切の責任を負わない

（5）築上町は、予告なく築上町公式SNS運用方針の変更や運用方法の見直しまたは運用を中止する場合があるものとする

1.2 その他

この方針のほか、築上町公式SNSの運用に関し、必要な事項は運用管理者が別に定める。

1.3 適用

この運用方針は、令和2年6月1日から適用する。